

平成 3 1 年 3 月 臨時総会議事録

日 時 平成 31 年 3 月 28 日 (木)
午前 9 時 00 分
場 所 豊橋市役所 東 86 会議室

豊橋市農業委員会

1 日 時 平成 31 年 3 月 28 日 (木)
午前 9 時 00 分開会 午前 9 時 20 分閉会

2 場 所 豊橋市今橋町 1 番地
豊橋市役所 東 86 会議室

3 議事
議案第 103 号 豊橋市農業委員会事務局職員の任免について
議案第 104 号 豊橋市農業委員会事務嘱託員の任命について
議案第 105 号 「豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事務処理要領」
の一部改正について

4 出席委員

1 番 井川 和英	2 番 池田 和浩	3 番 石黒あゆみ
4 番 石橋 正通	5 番 伊藤 英二	6 番 今泉 武男
7 番 神谷 明男	8 番 木下 忠久	9 番 清原さと子
10 番 小林 尚美	11 番 近藤 好幸	12 番 佐藤 辰己
13 番 白井 隆好	14 番 鈴木 延安	15 番 高部 宏生
16 番 ー	17 番 中島 博文	18 番 日向 勉
19 番 福井 直子	20 番 松井 一郎	21 番 水野 敏久
22 番 村田恵理子	23 番 村松 史子	24 番 渡辺 政明

5 欠席委員 内藤 喜章

6 職務のため出席した者

事務局

事務局長 鈴木孝昌

主幹 及部祥宏

7 議事の経過

事務局 本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。
それでは、会議に入ります前に水野会長職務代理者から
ご挨拶をお申し上げます。

水野会長職務代理者

<あいさつ>

事務局

ありがとうございました。本日は公務お忙しい中、本総会のた
めに産業部次長始め農業関係課長の皆様方にご出席いただいて
おります。人事異動の内示による昇格、異動と併せてご紹介させ
ていただきます。

木和田治伸産業部次長です。

後任は、河合博文農業企画課長です。

河合博文農業企画課長の後任は、中村一吉「文化のまち」づく
り課長です。

高橋泰男農業支援課長です。

羽田野量裕農地整備課長です。

それでは、ご来賓の方々を代表しまして木和田治伸産業部次
長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいた
します。

木和田産業部次長

<あいさつ>

事務局

ありがとうございました。ご来賓の方々は公務のため、ここで
退席されますのでよろしくお願いいたします。

(来賓退席)

事務局

それでは、総会に入りたいと思います。

水野会長職務代理者、よろしくお願いいたします。

議長

「農業委員会等に関する法律」第5条第5項の規定に基づき、
私が議長を務めさせていただきます。それでは総会を始めます。

本日は、議席番号第16番内藤喜章会長から欠席の届出があり
ました。

なお、出席委員は、24名中23名で過半数に達しておりますの
で、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項の規定により
総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員に
ついては、私から2名指名したいと思います。異議ございま
せんか。

委員全員

「異議なし」

議長 異議なしと認め、議席番号 24 番渡辺政明委員、同 1 番井川和英委員を議事録署名委員に指名します。

これより議事に入ります。

はじめに議案第 103 号「豊橋市農業委員会事務局職員の任免について」を上程いたします。

事務局、提案理由の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。

議案第 103 号についてご説明いたします。

本案は、去る 3 月 15 日に内示がありました豊橋市職員の人事異動に伴うものでございます。

「農業委員会等に関する法律」第 26 条第 3 項の規定に基づき、事務局長の鈴木孝昌が 3 月 31 日付けで退職し、菊池亮輔、福井恒央、井上麻美を解任し、吉川勝、佐藤知則、辻浩希、八木暁大を任命するものでございます。

兼務職員については、長谷川貴紀を農業企画課主査、辻浩希を農業企画課に、八木暁大を農業支援課に兼務を任命し、農地転用許可事務執行のため、吉川勝を産業部に、小口博之を農業企画課に兼務を任命するものでございます。

説明は以上です。

議長 提案理由については、ただ今、事務局からの説明のとおりです。

本案について、質疑・意見はございませんか。

委員長 「進 行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案は、原案どおり承認することに異議ございませんか。

委員長 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり決しました。

続きまして、議案第 104 号「豊橋市農業委員会 事務嘱託員の任命について」を上程いたします。

事務局、提案理由の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。

議案第 104 号についてご説明いたします。

農業委員会事務嘱託員については、平成 25 年度から配置し

ております。

事務嘱託員の任用期間は1年で、平成31年度の配属については、平成31年2月26日付けで、人事課長から決定通知を受け農業委員会から本人に対し任用に係る意向確認をしております。

議案第104号は、松橋由佳、中根雅人を任命するものでございます。

説明は以上です。

議長 提案理由については、ただ今、事務局からの説明のとおりです。

委員 本案について、質疑・意見はございませんか。

議長 「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

委員全員 本案は、原案どおり承認することに異議ございませんか。

議長 「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり決しました。

続きまして、議案第105号「豊橋市農業委員会非農地証明(遊休農地)事務処理要領」の一部改正についてを上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第105号は、「豊橋市農業委員会非農地証明(遊休農地)事務処理要領」の一部改正についてです。

この事務処理要領は、平成29年4月1日に制定し、農業委員会の新体制移行にともない平成29年7月20日に一部を改正し、今回、実施にあたり、関係各課からも意見をいただき見直しをした結果として一部改正をするものです。

主な改正点といたしましては、6枚目の新旧対照表をご覧ください。

第1条は、国の通知を最新のものにかえました。

第2条は、元々農地法第30条の利用状況調査による遊休農地の非農地判定の場合、「採草放牧地」は調査対象に含まれないため削除し、表現をまとめました。

第3条は、元の第3項と4項が同じ内容のため、一つにまと

		めました。
		第4条は、第2項の非農地の判断をしない場合の条件に「相続税・贈与税納税猶予と農業者年金の資格要件に影響を及ぼす場合」を追加しました。
		第6条は、「農地」と該当しないと判断した場合の手続きの通知の順番を修正しました。
		全体的に語句の整理をおこないました。
		以上となりますので、ご審議よろしく願いいたします。
議	長	内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
		それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発表を願います。
委	員	「進 行」
議	長	進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
		これより採決に入ります。
		本案は原案どおり承認することに、異議ございませんか。
委員全員		「異議なし」
議	長	異議なしと認めます。
		よって本案は原案どおり決しました。
		以上で本日の総会に付議されました議案の審議を終了いたしました。これにて臨時総会を閉会いたします。

(午前9時20分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

平成 31 年 3 月 28 日

議 長
(会長職務代理者)

議事録署名者
(24 番 渡辺 政明 委員)

議事録署名者
(1 番 井川 和英 委員)